

陸災防秋田第17号
令和3年6月28日

会 員 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

秋田県支部長 赤上信



令和3年度 陸上貨物運送事業「夏期労働災害防止強調運動」の実施について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして、本年度は下記のとおり定め実施することとなりました。

会員の皆様におかれましては、下記事項を実施することにより、引き続き労働災害の防止に努められますようお願い申し上げます。

なお、「職場の安全衛生自主点検表」につきましては、運動期間中の任意の日に点検いただき、その結果を8月3日（火）までにFAX等でご報告くださいますよう、お願い申し上げます。

また、労働者数、事業形態等により、お送りした「職場の安全衛生自主点検表」の点検項目が貴事業場になじまない場合は、簡易版も用意しておりますので、下記までお申し付けください。

謹白

記

1. 実施期間 令和3年7月1日（木）～7月31日（土）

2. 実施事項

- (1) 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- (2) 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別紙参照）により職場の安全衛生点検を行う。
- (3) 「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- (4) 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。
- (5) 安全旗の掲揚等を行う。

この件に関するお問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 秋田県支部

担当：真坂

TEL 018-863-4874

FAX 018-863-7354（自主点検表送信先）

以上

職場の安全衛生自主点検表（共通）

令和元年5月作成

| | | | | |
|-------|---------|--|-------|---|
| 事業場名 | | | 従業員数 | 人 |
| 点検年月日 | 令和3年7月日 | | 点検者氏名 | 印 |

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」や厚生労働省が平成25年3月に策定した「荷役ガイドライン」の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

| 点 檢 項 目 | | | | |
|--|--|---|--|--|
| 1 基本的な取組（リスクの低減） | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ・ 安全衛生目標の設定（同上） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ・ 安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ・ リスクアセスメントの実施（荷役作業関係） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ・ 安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない | | | | |
| 2 安全衛生管理体制 | | | | |
| 労働者 10~49 人 | | 労働者 50 人以上 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生推進者の選任 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総括安全衛生管理者の選任(100人以上) ・ 安全管理者の選任（選任時研修修了） ・ 衛生管理者の選任 ・ 産業医の選任 | | <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生推進者の巡視 ・ 安全衛生対策等を詰合う場の設置 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理者、衛生管理者の巡視 ・ 安全衛生委員会の開催（月1回以上） | | <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし |
| 3 安全衛生教育の実施状況 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇入れ時の教育 ・ 作業内容変更時の教育 ・ 日常の教育(危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等) ・ 能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等） ・ 事故発生者に対する教育 ・ 腰痛予防のための管理者教育 ・ 腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者） | | | | |
| <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし | | | | |
| 4 健康管理 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇入れ時の健康診断 ・ 定期健康診断（年1回） ・ 深夜業従事者に対する健康診断（年2回） ・ 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） <p style="margin-left: 20px;">※ 休憩憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合における その超えた時間</p> ・ 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で申出 のあった者に対する医師による面接指導の実施 ・ ストレスチェックの導入（50人以上義務、50人未満努力義務） ・ 高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施 | | | | |
| <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 月45時間 <input type="checkbox"/> 月45時間超~80時間 以内 <input type="checkbox"/> 月80時間超~100時間 月100時間超 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし | | | | |

(注) 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

災防規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

事業場名

5 荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- ・作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業） している していない 該当なし
- ・荷役災害防止の担当者の指名* している していない 該当なし
- ・車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 している していない 該当なし
- ・積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上） している していない 該当なし
- ・荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施* している していない 該当なし
- ・荷役作業の危険予知訓練 している していない 該当なし
- ・荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置* している していない 該当なし

(2) 荷役災害防止の措置

- ・荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書)* している していない 該当なし
- ・ トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置* している していない 該当なし
- ・ 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 している していない 該当なし
- ・ 荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策*
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー
エ テールゲートリフター オ ロールボックスパレット している していない 該当なし
- ・ 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい。）
ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン
エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他 している していない 該当なし
- ・ 定期自主検査（同上）
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他 している していない 該当なし
- ・ 危険作業従事資格者の配置（同上）
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業
エ 玉掛け作業 オ その他 している していない 該当なし
- ・ 保護帽(墜落時保護用) している していない 該当なし
- ・ 安全靴の使用 している していない 該当なし

6 交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- ・ 運行管理者の選任 している していない 該当なし
- ・ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 している していない 該当なし

(2) 適正な労働時間

- ・ 時間外労働及び休日労働に関する協定 している していない 該当なし
- ・ (原則: 1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間、
自動車運転者は令和6年3月31日まで猶予)
- ・ 拘束時間等 (1ヶ月293h以内□) (1日13h以内□) (休息8h以上□) (1日の運転9h以内□) (連続運転4h以内□)

(3) 走行管理等

- ・ 走行計画の作成及び指示 している していない 該当なし
- ・ 走行経路の決定 している していない 該当なし
- ・ 乗務記録に基づく適正な走行管理 している していない 該当なし
- ・ 点呼の実施 している していない 該当なし
- ・ 乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 している していない 該当なし
- ・ 乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計
が13時間を超える場合の睡眠状況の確認 している していない 該当なし

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

- ・ 交通危険予知訓練 している していない 該当なし
- ・ 運転適性診断 している していない 該当なし
- ・ 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい）
ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示
エ 表彰 オ その他 している していない 該当なし

(注) *印の付いた項目は、荷役作業安全ガイドラインに関係する項目です。